

## 告 示

### 埼玉県告示第七百五十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第七百一号（彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 件名

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業に係る環境影響評価

#### 公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 令和四年七月二十六日（火）十三時から十五時まで

深谷市役所 本庁舎二階 会議室二―四

イ 令和四年七月二十六日（火）十六時三十分から十八時三十分まで

東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」

#### 三 事業者の氏名及び住所

オリックス資源循環株式会社 代表取締役 有元 健太郎

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山三百十三番地

#### 四 中止の理由

公述の申出がなかったため